

⑧ 經濟產業省

法人名	独立行政法人経済産業研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:及川 耕造)
目的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。3 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	経済産業研究所分科会(分科会長:小野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.rieti.go.jp/jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A ⁺	B	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 業務実績等を勘案し各項目に+または-を付することができる。 3. AAをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明記する。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A ⁻	A ⁻	A ⁻	A	B	B	
2 サービスの質の向上	A	A	A ⁺	A ⁺	A	-	
(1) 調査及び研究業務						A	
(2) 政策提言・普及業務等						A	
3 財務内容	B ⁺	B ⁺	A ⁻	A ⁻	C	B	
4 短期借入金の限度額	-	-	-				
5 剰余金の使途	-	-	-				
6 その他業務運営に関する事項	A	A	A ⁻	A ⁻			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化: マネジメントに関しては、ワークフローの可視化、内部監査導入等による制度整備等のマネジメントに必要な内部統制も進化し、効率化を図る努力が行われている。随意契約においては、随意契約比率は、前年度に比べて引き続き減少しており、次年度には随意契約比率も相当程度減少する見込みである。このような一貫した取組は評価できる。役職員の人件費についても、前年度比で大幅に減少するなど削減努力が見られ、その結果は評価できる。 サービスの質の向上(調査及び研究業務): アウトプット指標として、中期目標に掲げた研究所の各研究領域に係る研究成果をみても、ディスカッションペーパー、学術論文等数多く発表されている。その発表数等は中期計画に掲げた目標値を超えた優れたパフォーマンスを実現しているのみならず、前年度以上の実績となっている。同時に論文についても、経産省関係者からのアンケートからは、ニーズの反映度がA評価(3段階の最上位)、政策形成へのインパクトがA評価(5段階の上から2番目の水準)と高い成果を上げており、質的にも学術水準として高い評価を得た。 サービスの質の向上(政策提言・普及業務等): 政策提言・普及に係るアウトプット指標では、目標値を大幅に上回っており、発進力が高まっていると評価できる。また、他省庁、地方公共団体等多方面に対する活動評価アンケートの結果も高い水準の満足度を得られていることから、計画を上回る業績を上げたものと認められる。 財務内容: 第2期中期目標期間中を通じて行われる通商産業政策史編纂業務が、プロジェクト後半に多額の支出が予定されている等の次年度繰越があるが、欠損金はない。同時に基本的には予算内で処理されており、経営が安定していることが伺え、評価できる。収入に関しては、自己収入、競争的資金獲得が、目標額を上回る額を獲得しており、組織を上げての努力の結果と評価できる。 全体的評価: 平成19年度は、欧州のCEPRを始めとした世界の研究所とのネットワーク作りが進んだ年であり、国際的な政策研究機関としての声価を確立していく上でも大きな進捗があったことは、高く評価できる。 平成19年度はネットワーク作りの取組及び経済産業研究所の <ul style="list-style-type: none"> ①政策担当との人脈・ルートづくり・セット能力が高いこと ②大学等の他の研究機関と比べて海外研究員の招へいが容易であること ③官庁との関係から来るブランド力・安心感があること ④シンポジウムの場所づくりに係るノウハウが豊富であること という特徴を十分に活用した活動を行っている。これは、日本を代表する「戦略研究所」へのステップアップを図る第一歩として高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 流動的な雇用形態(任期付任用、非常勤、兼職等)の占める割合: 86%(目標: 50%) 随契比率 件数ベース: 60%(前年度比▲26%)、金額ベース: 62%(前年度比▲18%) 人件費総額: 基準年度比で約7%削減(前 	<ul style="list-style-type: none"> 流動的雇用形態の高さについては、知識管理上のデメリットが発生してくる可能性もあるので、今後のあり方について検討を期待。 随意契約比率は前年度に比べても順調に減少しており、平成19年度中から現在に至るまで契約のあり方を見直すなど、随意契約

		年度比▲8%) など	を減らすための努力を続けている。 <ul style="list-style-type: none"> 人件費総額は、非常勤職員等の多様な雇用形態を活用する等の結果、基準年度比で約7%の削減となっており、基準年度比5%の削減目標を達成している点は評価。
サービスの質の向上 (調査及び研究業務)	2 (1)	【調査及び研究業務】 <ul style="list-style-type: none"> 内部レビューを得た論文の公表数:98件(目標:55件) 学術誌、専門誌等で発表された論文数:51件(目標:32件) 国際シンポジウム、学会等で発表された論文数:121件(目標:72件) 	<ul style="list-style-type: none"> アウトプット指標として、中期目標に掲げた研究所の各研究領域に係る研究成果をみても、ディスカッションペーパー等数多く発表されている。その発表数等は中期計画に掲げた目標値を超えているのみならず、前年度以上の実績となっている。また、論文の質的にも学術水準として高い評価を得ていることから、中期計画を超えたパフォーマンスを実現しているものと評価できる。
サービスの質の向上 (政策提言・普及業務等)	2 (2)	【政策提言・普及業務】 <ul style="list-style-type: none"> 研究書の刊行総数:8冊(目標:4冊) シンポジウムの開催総数:14回(目標:6回) BBLの開催総数:64回(目標:50回) HPのヒット総件数:75万件(目標:40万件) 研究論文1本あたりのダウンロード平均総数:4748件(目標:2400件) 【資料収集管理、統計加工及び統計管理業務】 <ul style="list-style-type: none"> 昨今注目されている環境問題に関する「総合エネルギー統計の解説・2004年度改訂版」等について、アクセス数が増加 【政策研究・政策立案能力の向上支援業務】 <ul style="list-style-type: none"> シンポジウム、セミナー等の全参加者の年間平均満足度:81%(目標:66%) 省庁所属のコンサルティングフェローを特定の研究プロジェクトに所属させ、ファカルティフェロー等とのチームアップを行わせることによる政策研究能力及び政策立案能力の向上支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> 政策提言・普及業務について、シンポジウム・BBLの開催総数等のアウトプット指標は達成。中には、大幅にアウトプットを伸ばした項目もあり、前年度以上に発信力を高める努力をしていると評価できる。 多方面への活動評価アンケートの結果は前年度よりも下がっているが、全体としてはいずれの質問事項も、70%を超える満足度を示した点については、高く評価できる。 各データベースのアクセス数は前年度並みではあるが、環境問題で注目される「総合エネルギー統計の解説・2004年度改訂版」等については、アクセス数も増加し、充実をしていると判断される。 コンサルティングフェローの政策研究、立案能力向上に当たって、実際の調査・研究に当たらせるだけでなく、経済分析手法の取得に当たらせるという点は、専門性向上の点で具体性のある試みとして評価できる。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益:1506万円 自己収入実績:530万円(目標:455万円) 競争的資金等獲得実績:472万円(目標:200万円) 欠損金は未発生であり、当期総利益は、業務達成基準及び期間進行基準に基づく運営費交付金の収益が増加したこと及び自己収入が増加したことにより経常収益が増加したこと等により計上 剰余金は、経営効率化や自己収入の増加により発生 など 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度繰越が発生しているが、欠損金もなく、基本的に予算内で処理されている。このことは、経営が安定していると評価できる。ただし、プロジェクトの立ち上げの遅れによる年度繰越の発生については、プロジェクト管理に係る予算の精度を上げるためにも改善の余地がある。 収入については、自己収入、競争的資金が、目標額を上回る額を獲得しており、組織を上げての努力の結果であると評価できる。政策研究機関として求められているミッションと、競争的資金を獲得することの間の資源配分バランスを考慮した上で、今後も獲得のための取組を続けていくことが望まれる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:清水 勇)
目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを開覧させ、又は観覧させること。2 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを開覧させること。3 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 上記のほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 工業所有権に関する相談に関すること。6 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。7 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。8 1～7の業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	工業所有権情報・研修館分科会(分科会長:早川 眞一郎)
ホームページ	法人: http://www.inpit.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	B	A	A	A	B	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。なお、平成17年度までは大項目のみの評価で、A、B、Cの3段階評価。また、「5.アウトカム」は15年度まではA、Bの2段階評価。 2. 「2.サービスの質の向上」について、17年度以前は小項目ごとに分科会委員の評価ポイント(5点満点)で評価。記載した数字は、中項目ごとのポイントの平均点。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	B	A	A	A	B	B	
(1)業務の効果的な実施					A		
(2)業務運営の合理化					B		
(3)業務の適正化					A		
(4)人件費削減の取組					B		
2.サービスの質の向上(情報提供)						B	
3.サービスの質の向上(流通)						B	
4.サービスの質の向上(人材育成)						B	
5.サービスの質の向上	A	A	A	A	B		
(1)工業所有権情報普及業務		4.7	4.9	A	A		
(2)工業所有権関係公報等閲覧業務	4.6	4.7	4.9	A	B		
(3)審査・審判関係図書等整備業務	4.6	4.7	4.9	A	B		
(4)工業所有権相談等業務	4.6	5	4.8	A	B		
(5)工業所有権情報流通等業務	4.1	4.6	4.7	A	B		
(6)情報システムの整備					B		
(7)知的財産関連人材の育成		4.9	4.9	A	A		
6.財務内容	B	B	B	B	B	B	
7.その他業務運営に関する重要事項					A	B	
(1)ユーザーフレンドリーな事業展開					A		
(2)特許庁との連携					B		
(3)広報・普及活動の強化					A		
8.アウトカム	B	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 効率的な業務運営に努めるとともに、ユーザビリティを上げる努力が継続されている。ただし、知的立国の実現のため底上げを図らなければならないところも多く、引き続き効率的運営とユーザビリティの向上に努める必要がある。
- 何れの項目も堅実に達成してきていると評せる反面、質量または効率の観点からの改善は旧来の項目については限られた人的または財政的な資源の下では限界に近づいている印象。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省1階の公報閲覧スペースを研修スペースに変更するための検討を実施。 閲覧用機器の利用状況に応じて設置台数を見直し(171台→131台)。 民間事業者向け研修の一部について、民間 	<ul style="list-style-type: none"> 民間競争入札、一般競争入札への移行等、総じて効率的な運営に努力。 人件費、契約の適正化といった重要項目において目覚ましい成果を上げている。

		<p>競争入札に付する研修の業務範囲の検討を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画競争も含めて、可能な限り競争的契約に移行。 	
サービスの質の向上 (情報提供)	2	<p>(工業所有権情報普及業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> IPDL検索件数:77,899,393回(達成度111%)。 IPDL講習会を土日に開催。 特許連想検索システムのプロトタイプ版を7大学に提供し実証試験を開始。 <p>(工業所有権関係公報等閲覧業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公報テキスト検索サービスにおいて、全文テキスト検索機能を追加。 <p>(審査・審判関係図書等整備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査・審判資料を購入・提供(内国図書698冊、外国図書72冊等)。 <p>(工業所有権相談等業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数:60,396件(前年度比104.6%) <p>(情報システムの整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット出願ソフトにWindows Vista、Mac、Linuxを追加。 インターネット出願普及のための企業訪問(14社)、説明会(9ヶ所)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ユーザビリティに細かく配慮している。 IPDL検索回数の目標達成度は111%と大幅に目標を超えている。 IPDLの利便性向上や講習会の土日開催などに努め、検索回数の達成に貢献。
サービスの質の向上 (流通)	3	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通アドバイザーを自治体等に派遣し、企業訪問等を実施(企業訪問回数:22,530回(達成度141%))。 特許情報活用支援アドバイザーを自治体に派遣し、企業訪問を実施(企業訪問回数:9,615回(達成度192%))。 知的財産権取引業者データベースへの登録を促進(登録件数:89社(18年度:79社))。 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な取組が実を結んでいる。 累積成約件数のうち特許実施許諾件数が3,400件を超えていることは特筆に値する。 特許情報活用支援アドバイザーの企業訪問回数は約10,000回に達するなど、中小企業の知財デバйдを解消する活動を積極的に展開。
サービスの質の向上 (人材育成)	4	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁職員等5,571名に研修実施。 行政機関職員等を支援するための研修及び公益法人職員を対象とした知的財産権研修を有料化し、自己収入を拡大。 要望を踏まえ、新たに検索エキスパート研修「意匠」の開催等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の継続実施による知財意識の底上げへの貢献が望まれる。 受講者の満足度が高い点を質的改善として評価。 新たなニーズへの対応、中小企業の知財デバйд解消に向けた活動を高く評価。
財務内容	6	<ul style="list-style-type: none"> 予算執行に係るヒアリングの実施、執行状況の報告により効率化の進捗管理を実施。 人材育成業務において好評な研修を充実させ、受講料収入による自己収入を確保。 19年度から、行政機関等の職員向け研修の実費徴収による有料化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の着実な削減や自己収入の確保等により健全な財務内容を実現。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人日本貿易保険(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:今野 秀洋)
目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
主要業務	1 貿易保険の事業を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易保険部会(会長:岩村 充)
ホームページ	法人: http://nexi.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年(平成17年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	第1期中期目標期間	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。ただし「財務基盤の充実」については+又は-の2段階評価。 2. 平成18年度は、大項目単位でも評価を実施。17年度以前は中項目単位のみ。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化					B	C	
(1) 業務運営の効率化	A	A	A	A	B	C	
(2) 次期システムの効率的な開発及び円滑な運用	A	A	A	B	B	B	
2. サービスの質の向上					A	A	
(1) 商品性の改善				A	A	A	
(2) サービスの向上	AA	AA	AA	A	A	A	
(3) 利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備				A	A	B	
(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化				A	A	A	
(5) 民間保険会社による参入の円滑化				A	A	A	
(6) ニーズの変化に対応したてん補リスクの質的量的な拡大	A	A	A				
(7) 回収の強化	A	A	A				
3. 財務内容					A	A	
(1) 財務基盤の充実	+	+	+	+	+	+	
(2) 債権管理・回収の強化				AA	A	A	
(3) 業務運営に係る収支相償	A	A	A				

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 資源の安定供給確保のための資源エネルギー総合保険の引受開始及び引受枠の拡大や、国の政策と連携等アフリカや産油国における事業の展開等サービスの向上がなされた。業務運営の効率化においては、随意契約の見直しについて、原則、一般競争入札等によることとし一部着手しているものの今年度については改善の余地が見られた。これらを総合的に評価し、今年度評価はBとする。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費を含む業務費の削減について、中期目標期間4年間のうち3年目で、平成16年度実績比で約6.7%削減を達成(目標:平成20年度で平成16年度実績比10%を上回る削減)。 平成19年度末時点での役職員数143人(目標:155人)。 契約金額ベースにおける随意契約の割合は96%(18年度:98%)。など 	<ul style="list-style-type: none"> 業務費の10%削減や人員削減、システム統合等業務の効率化について、ほぼ目標どおり取り組んでいる。一方、随意契約の見直しについては、原則、20年度以降の実施に向けて一般競争入札等によることとし一部着手しているものの、今年度の調達については改善の余地が認められた。こうした点を踏まえ今年度評価はCとする。
商品性の改善	2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月より組合包括保険の付保選択制を導入した引受を開始。 貿易保険利用者のニーズ等を踏まえた保険商品の改善及び開発を実施。など 	<ul style="list-style-type: none"> 資源の安定供給確保のための資源エネルギー総合保険・海外事業資金貸付保険の料率見直し等の商品性の改善、信用保険事故に係る保険金の査定期間の短縮等のサービスの質の向上、我が国の通商政策・資源エネルギー政策に沿った引受等の取組等、全体的に中期目標を超えた成果を達成しており、今年度評価はAとする。
サービスの向上	2 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 支払保険金に係る平均査定期間の実績:28.4日(目標:50日以下)。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用保険事故に係る保険金の査定について目標を大幅に上回る28.4日の実績を達

		<ul style="list-style-type: none"> インターネットによる貿易保険申込手続の機能拡充により利用者の利便性を向上。 お客様情報や営業秘密に関する情報管理の徹底を図るため「機密情報管理規則」を制定。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>成したほか、業務処理に係る数値目標を全て達成したこと、インターネットを通じた申込み等の機能拡充などユーザーサービスの向上に積極的に取り組んでいることに加え、情報管理の強化、内部統制強化についても規程の整備や研修により着実に取り組んでいることから、今年度評価は A とする。</p>
利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	2 (3)	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動等を通じた利用者ニーズ等の把握及びそれを反映した商品性の抜本的改善。 保険引受案件の契約履行状況及び取引進捗状況を随時把握する期中モニタリングを平成 19 年 8 月より実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホームページやメールマガジンを通じた情報発信の充実、顧客個別訪問や提案型営業による利用者のニーズ把握・反映、期中モニタリングの開始等、ほぼ目標に沿った取組を実施したことから、今年度評価は B とする。
重点的政策分野への戦略化・重点化	2 (4)	<ul style="list-style-type: none"> 対外取引の円滑化、資源エネルギーの安定供給確保の観点からエネルギー資源保有国を中心に 15 ヶ国の国別引受方針を見直し。 政府の資源外交の積極展開とも連携し、2 件の資源エネルギー総合保険を引受。 資源エネルギー総合保険の引受枠を拡大 (3000 億円→1 兆円)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等に沿った取組 (資源エネルギー総合保険の引受開始や引受枠の拡大等) を積極的に行っていることから、今年度評価は A とする。
民間保険会社による参入の円滑化	2 (5)	<ul style="list-style-type: none"> 販売委託先の民間保険会社に対し、各社別説明会のほか、個別相談、情報・ノウハウの提供を実施。 各社を通じた平成 19 年度引受保険金額は 2305 百万円と、前年度に比して 30% の伸び (18 年度: 1773 百万円)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間保険会社との販売委託は前年度比 30% の伸びを示したほか、情報・ノウハウの円滑な提供を行う等、日本貿易保険に求められる円滑化の取組を十分に実施したことから、今年度評価は A とする。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制等により、経常利益 12.7 億円を計上。 債権回収実績率 71.4% (目標: 20%)。 非常事故債権回収額 543 億円 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主要リスク国からの非常事故債権の回収が概ね終了したが、信用事故に係る債権回収について、新たに 4 社の民間回収業者を活用し、中期目標を上回る債権回収実績率 71.4% を達成するなど財政基盤の充実がなされていることから、今年度の評価は A とする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:吉川 弘之)
目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。2 地質の調査を行うこと。3 計量標準の設定、計量器の検定、検査、研究・開発及びこれらに関する業務並びに計量に関する教習を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。5 産業技術強化法第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を推進すること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	産業技術分科会産業技術総合研究所部会(部会長:木村 孟)
ホームページ	法人: http://www.aist.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	B	C	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	A	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	
4 その他業務運営に関する重要な事項	A	A	B	A			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> いずれの分野の業務も中期計画、年度計画に沿い、ほぼ順調に遂行されており、本法人の平成19年度の業務実績は概ね計画を達成したものと認められる。また、成果を挙げるための取組及び研究成果には期待を上回るものがあつた。各分野ともに高い研究成果をあげており、その実績は高く評価できる。 全体的なパフォーマンスは非常に良い。マネジメントも極めて積極的、革新的に行われており、研究面でも近い将来実用化に結びつく研究成果が、非常に多く出されている。また、研究体制の絶えざる見直し、組織変革は我が国の研究機関の一つのモデルとなるものを提起し、実践してきており高く評価される。今後の課題は、数ある研究成果を如何にして、少しでも多く、次の産業に繋げていくかであろう。なお、研究開発マネジメントについての有効性の検証も今後必要と考えられる。 環境・安全マネジメント、予算施行に関し、内部統制も含め、問題となる事象が発生しており、早急にチェック体制の確立が必要。ただし、問題が発生後の対応は適切であり、今後の推移を見守りたい。20年度は適切な安全管理、会計処理等を実行して、本来の業務達成度によって適正な評価を受けられる体制を作られることを希望する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 合計11 研究ユニットの見直しを実施し、全体で56 研究ユニットから50 研究ユニットへと合理化し組織再編を実施。 政策ニーズに対応した特記センター「サービス工学研究センター」を新たに立ち上げ(平成20年4月1日設立)。 民間企業と合同で就職説明会を開催して優れた人材の確保に取り組み、及び、産総研女性研究者と出身大学の学生の懇談の場を持つ等によって女性研究者採用拡大を推進。 「産総研ネットワークシステムAIST-LAN」及び「イントラネットシステム」の最適化計画を策定し、ホームページで公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一期同様、理事長と研究ユニットが直結したフラットな組織体制の下、研究組織の機動的な改廃が行われるなど、業務運営の効率化に向けた取り組みは、概ね着実に成果を挙げていると判断される。 しかしながら、研究管理部門に於いて発生した不適切な会計処理、特許生物寄託センターにおいて発生した内規違反の事案及びその直後の不適切な対応等、いくつかの内部統制における不適切な問題があつたことは、極めて残念である。ただし、その後速やかに責任者を処分するとともに、公表も迅速に行い再発防止のための措置が執られており、今後、再発防止の徹底が図られることを期待する。
サービスの質の向上	2	<ul style="list-style-type: none"> サービス工学研究センター、安全科学研究部門を新設。 第二種基礎研究のための学術誌を創刊。 イノベーション創出に向け産業変革イニシアティブを推進。 人材育成への取組を強化。 研究センターの見直し、新設を実施。 主要な研究実績 <ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え植物を利用した物質生産プロセスの開発 低消費電力システムデバイス技術の開発 沿岸地域の活断層調査を実施し、活動した断層の連続性を明らかにした。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項については、計画以上の成果を挙げていると判断できる。産総研のミッションが着実に実現されていると言える。 質の高い研究成果を創出・活用するための基盤たる体制整備や戦略・方策と、現実の研究成果とのバランスが優れている。 画期的ともいえるサービス工学研究センターの設立、さらには、第二種基礎研究のためのジャーナルの発刊など、極めて意欲的積極的な形成が行われている。 創業のために、遺伝子組換え植物を完全密閉型の工場で栽培することを試み、一部成功し

		<ul style="list-style-type: none"> ・バイオ・メディカル計量標準では、タンパク質定量法としてアミノ酸分析法を確立した。 ・情報公開窓口施設における研究成果資料を整備するとともに、WEB ページでの情報提供を積極的に実施(平成19 年度実績:約40,000 アクセス)。 	<p>た点は特筆すべきことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活断層の調査は、我が国にとって喫緊の課題であるが、音波探査装置を高性能化し、これによって沿岸地域の活断層を調査しようとする試みは、その将来性が大いに期待される。 ・産業競争力の強化に向けて、計量標準整備が着実に実行された。人材の育成にも成果が挙げられている。また、成果普及のためのシンポジウム等が開催され、パンフレットも作成されて、普及に向けた努力がなされている。 ・第一期もこの点に関しては、極めて積極的であったが、第二期においてさらに積極的に様々な情報を開示しようとする努力のあとが見られる。情報の公開は、概ね着実に進められている。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度における剰余金は、平成20年3月3日に約2.25億円が承認され、「研究施設等整備積立金」として全額積み立てを行った。 ・自己収入(外部資金、知的所有権収入等)の増加に努めたが、平成19 年度は270.2 億円(決算確定前暫定額)と18 年度(331.6 億円)に比べ約61.4 億円の減収となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務内容の改善に関しては、着実に進展しているといえる。特段の問題は見当たらない。 ・利益剰余金がかかり生じているが、これも経営努力の結果によるものであり、またその用途も明確にされていることから、問題ないと考える。 ・共同研究資金の向上や特許実績の大幅な増加などは評価される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 本法人の保有資産である直方サイトについては、整理合理化計画において「平成 19 年度に売却の方向で検討する」と決定されていたところ、平成 20 年3月 10 日付で第2期中期計画の変更が行われ、平成 20 年度売却予定とされたところである。今後の評価に当たっては、整理合理化計画に配慮し、進捗の遅れや変更等がある場合には、当該事項に関する貴委員会の意見を明らかにした上で評価を行うべきである。
- ・ 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 104.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表(以下「給与水準等公表」という。)における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(給与を全国同一水準とすること等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構(平成13年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:御園生 誠)
目的	工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。2 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。3 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。4 評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。5 工業標準化法、ガス事業法、電気用品安全法等、各種法令に基づいた立ち入り検査等の実施
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	技術基盤分科会 製品評価技術基盤機構部会(部会長:平澤 洽)
ホームページ	法人: http://www.nite.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日~平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. H17年度以前は、サービスの質の向上に関する評価について、能動型業務と受動型業務に分けた上で評価を実施。 4. 平成18年度からは、財務内容の改善について大項目のみの評価に変更。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化					A	A	
(1)経費及び人件費の削減					A	A	
(2)組織、人員の配置					A	A	
(3)業務の電子化					B	B	
2. サービスの質の向上					A	A	
(1)バイオテクノロジー分野					AA×1 B×1	AA×1 B×1	
(2)化学物質管理分野					AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	
(3)適合性認定分野					AA×1 A×1 B×1	A×2 B×1	
(4)生活安全分野					AA×1 A×1 B×2	AA×1 A×1 B×2	
(5)その他					B		
(6)能動的業務	A+	A	A	A			
(7)受動的業務	A-	A-	B+	A-			
3. 財務内容の改善	A	A	A	A	B	B	
(1)業務経費の効率化	A	A	A	A+			
(2)運営費交付金の抑制	A	A	A	A			
(3)財務内容の改善	A	A	A	A			
4. マネジメント	A	A	A	AA-	A	A	
(1)戦略的な人材育成					A	A	
(2)戦略的な広報					A	AA	
(3)マネジメントの改善					A	B	
5. コストパフォーマンス	A	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 総合評価については、A評価とした。生活安全分野では大きな成果を上げており、AA評価とし、業務運営の効率化、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、マネジメントの改善についてはA評価とし、財務内容の改善についてはB評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
外部能力の活用、機動的な内部組織の構築と人員配置	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ゲノム解析業務に関する一部外部委託等のほか、講習業務の一括外部化を実施。 各地方支所における製品安全担当調査官の設置。 事故の種類に応じ3支所で専門的な調査を分担する体制に見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品事故情報収集件数が著しく増加する中での事故調査員の強化等有効な外部人材の活用が図られ、さらに支所の体制強化や効果的な人材資源の配分等が行われており、機動的な内部組織の構築と人員配置が実施されている。アウトソーシング

		など	グについては、各分野において積極的に推進している。
生物遺伝資源に係る情報等の提供業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 新規性の高い微生物を7,255株収集(計画比+45%)し、5,033株を保存。 国立感染症研究所から提供されたヒトインフルエンザウイルス分離株638株の遺伝子について塩基配列解析を行い、そのデータを取りまとめ。など 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国を代表する微生物を中心とした中核的な生物遺伝資源機関として、微生物の収集・保存・提供を精力的に推進した。 ヒトインフルエンザウイルス分離株遺伝子の塩基配列データは、社会的にも多大な成果を収めた。
化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 計画に定めた約4,000物質の維持・更新のほか、約1,000の物質の整備を終了(中期計画:800物質程度)。 CHRIPについて、機能向上や講習会などによる利用促進を実施。など 	<ul style="list-style-type: none"> 化審法等の見直しの中でのリスク評価手法の開発、CHRIPの整備と充実等、積極的な活動を進めており、化学物質管理に対する情報基盤としての貢献度は高いものと評価する。
経済産業省に係る法令等に基づく認定業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> JNLA29件、JCSS90件、MLAP5件の登録・認定を実施。 JNLAに関し、区分追加の要望を踏まえ、136件のJISの改正内容を確認し、告示改正作業を支援。など 	<ul style="list-style-type: none"> 業務が拡大している中であって、人員の増加なく、外部審査員等を活用し、認定業務を迅速に効果的に実施している。
製品安全関係業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 製品事故情報の総受付件数が7,298件(前年度比178%)、現場調査と事故品確認の件数が1,099件(前年度比約190%)と著しく増加。 経済産業局及び消費生活センター等の連携強化のほか、国民生活センターとの間で情報の提供・共有化等について、連携・協力の推進に関する合意を取り交わし。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活用製品安全法改正に伴う事故情報収集件数が前年度比約1.8倍と大幅に増加している。このような中で、効果・効率的な人材活用をはかり、また国民生活センターをはじめ、関係機関との連携を強めつつ、事故調査、原因究明、再発防止に適切に迅速に対応しており、適切な運営と多大な成果を収めている。
財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> 講習事業の損失が大きく影響し、経常損失は昨年度より増加し1.76億円(繰越積立金0.57億円を取り崩したことから、当期総損失は1.14億円)。 昨年度に引き続き、棚卸資産(貯蔵品)の減少と資金回収への取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年以降、経常収益が低下傾向にあり、運営費交付金の増加が困難な状況下、事業の選択と集中の一層の推進や受託事業収入の増加を図る必要がある。

3. 当委員会の平成19年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- 生活安全分野の評定がAAとされていることに関連して以下のとおり指摘する。
貴委員会製品評価技術基盤機構部会において定められた「独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務の実績に関する評価基準」によれば、AAとは「法人の実績について、質・量の両面において中期計画に照らし、極めて優れたパフォーマンスを実現」ということである。同分野における中期計画に示された定量的指標は「事故品確認・現場調査を年平均350件行う」のみであるが、人員の再配置や資金の重点化などの組織改編等により、当該定量的指標に比し平成19年度実績は1,099件と、3倍以上の実績を挙げており、また、事故情報収集件数の前年度比など、中期計画上で示されていない事項を援用して評価を行うなどの工夫も見られるところであり、具体的な事例を見ても今年度の評価としては首肯できる。その上で今後の業務運営を展望するとき、関連法令の改正や昨今の製品事故に対する国民の意識の高まり等を考慮すれば、今後も事故報告件数の増加傾向は続くことが予想されるが、今後の業務運営に対する評価の役割を踏まえると、当該定量的指標についての貴委員会の考え方が明らかに示されてしかるべきである。今後の業績評価においては、貴委員会は、昨今の状況や法人の業務執行体制の変化等を検証し、定量的指標の妥当性についても、その考え方を評価結果等の中で明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:村田 成二)
目的	石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。また、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、認証された排出削減量の取得に参加すること及び排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の規定に基づく約束を履行することに寄与すること。
主要業務	1 次に掲げる技術であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。イ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術、ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術、ハ エネルギー使用合理化のための技術。2 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術に関する研究開発を行うこと。3 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。4 1に掲げる技術の有効性の海外における実証を行うこと。5 1ハに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。6 エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに1ハに掲げる技術に関する指導を行うこと。7 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。8 産業技術力強化法に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。9 京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動、認証された排出削減量の取得及び排出量取引に参加すること。等
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会(部会長:岸 輝雄)
ホームページ	法人: http://www.nedo.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 平成19年度以降は、「2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」を3つに細分化し、評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A			
①研究開発関連業務					A	A	
②新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等					A	A	
③クレジット取得関連業務					B	B	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 全体的な印象として、評価項目の各部門においてきめ細かな対応が進んでいると思われる。
- 目標以上を達成し、期待通りである。
- 19年度におけるNEDOの事業は、全体として、目標を十分に達成していると言える。
- 年度ごとに各部門の問題点を洗い出し、改善を積み重ねていくという姿勢が中期目標の項目を上回るという成果を上げている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 新規出向職員向けサービス・倫理研修等の実務研修の回数を増強(平成19年度45回)。 • 石炭鉱害部を石炭事業部に統合。地方組織の再編。 • 新たに3分野の専門家をプログラムマネージャーとして採用し、技術領域を拡充。中小・ベンチャー企業等の研究開発成果の実用化推進のための技術経営の専門家、弁理士を活用したアドバイスを実施。 • プロジェクト実施者との情報共有、各種申請・届出等のやり取りを電子的に行うことを可能とするNEDOポータルを構築し、20年1月から本格運用開始。 • 退職手当除く一般管理費を特殊法人比で 	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画の目標を上回る実績をあげている分野もあり、効率的な業務運営が進められている。しかし、研究開発分野にも深い関わりを持ちうる環境保全の取り組みや業務の電子化などについては更に先進的な取り組みが求められよう。 • 業務の電子化については、NEDOポータルの取り組みは大変面白い。これからその真価が問われるものであると考えている。ただし、導入には多大な労力が必要であることは想像に難しくなく、高く評価したい。 • 業務全般にわたるPDSサイクルの確立はNEDO事業の成果を社会へ浸透させ、イノベーションを促進するための基本的な要

		<p>15.9%、総人件費は17年度比で4.3%減少。</p> <ul style="list-style-type: none"> • PDS (Plan-Do-See) の取組を、プロジェクトのライフサイクル、技術分野レベル、NEDO全体の運営レベルに至るまでの多層にわたって確立し、着実に運用。 	<p>件である。プロジェクトの展開からNEDO全体の運営レベルに至るまで多層に渡って目標に沿った形でPDSサイクルの確立と運用が図られている。</p>
サービスの質の向上【研究開発関連業務】	2 ①	<ul style="list-style-type: none"> • 提案公募事業 <ul style="list-style-type: none"> ①査読済みの論文数：217件。 ②競争的資金への登録制度数が4制度に、研究資金は138.8億円(19年度2制度91.3億円)に拡大。 • 中長期・ハイリスクの研究開発事業 <ul style="list-style-type: none"> ①国内特許920件、海外特許308件出願。 ②平成16年度から実施した事後評価で、合格100%、優良89%(中期計画上の目標：合格80%、優良60%)を達成。 • 実用化・企業化促進事業 <ul style="list-style-type: none"> 事業終了3年経過後の実用化達成率は25.8%。 	<ul style="list-style-type: none"> • 概ね、計画を上回る成果を挙げており、NEDOのミッションが着実に実現されていると言えよう。 • 論文数は217本で前年度を大きく下回っている。中期目標期間の最終年なので減少は理解できるが、特許は出ているので、もう少し頑張る余裕はあったように見える。競争的資金の拡大は評価できる。 • 特許出願については中期目標を達成しているし、最終年度としては良くやっている。
サービスの質の向上【新エネルギー・省エネルギー導入普及促進関連業務】	2 ②	<ul style="list-style-type: none"> • 「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」の計画策定に参画、取り組むべき技術のうち、19技術について研究開発を推進。 • 過去の風況観測成果をまとめ、「日本型風力発電がトラン」を作成。 	<ul style="list-style-type: none"> • 計画策定において中心的役割を担ったことは高く評価できる。研究開発においても21技術の内、NEDOが19技術を推進する。省エネルギー、新エネルギー開発、二酸化炭素削減についても、率先して推進しており、高く評価できる。しかしながら、社会的責任と期待は非常に大きいことを常に認識して、更なる推進を期待する。
サービスの質の向上【京都メカスマクレジット取得事業】	2 ③	<ul style="list-style-type: none"> • 1,665.7万トン(CO2換算)のクレジット購入契約を締結(累積値：2,304.1万トン)。 	<ul style="list-style-type: none"> • クレジット取得関連業務全体で、制度運用の改善・充実策が実施されており、計画通りのクレジット収録が進められている。クレジット価格単価引き下げや、英国法準拠での契約、外貨建てでの提案なども進められており、事業を取り巻く環境の変化にもおおむね対応がなされている。
財務内容の改善その他	3	<ul style="list-style-type: none"> • 監査計画を作成し、計画的に監査を実施。平成19年度は、審査期間目標の遵守状況、処分制限財産・特許権の管理状況等について監査。 • 出資・貸付経過業務における鉱工業承継業務については、独法化時に承継した全ての株式の処分を完了。 • 石炭経過業務については、計画的に償還業務を実施。償還予定額(約1,141百万円)を計画どおりに回収。 • 白金台研修センター、鳥飼敷地等について売却等の方針を決定。 • 検査体制の強化に向けた各種研修の実施(22回、410名)。契約・検査専門職員の増強(34→59名)。 	<ul style="list-style-type: none"> • 内部監査の実施やコンプライアンス体制の整備は目標通り行っている。 • ほぼ、当初の計画通りの成果を挙げている。保有資産の売却は、社会の流れで仕方ないかも知れないが、継続して保有することで、近い将来、国の事業にとって価値あるものとなるものもあろう。一度手放したり壊したりしたものは戻るものでなく、細切れにされて環境を悪化させたりすることにもつながる。国の資産をどう活用するかについては、その場しのぎの対応でなく、きちんとしたグランドデザインが必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で122.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(指数比較対象職員が全体の27.9%と低いこと)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①及び②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:林 康夫)
目的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。2 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。3 貿易取引のあっせんを行うこと。4 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。5 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。6 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。7 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。8 6、7に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。9 6～8に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。10 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会(部長:田中 明彦)
ホームページ	法人: http://www.jetro.go.jp/indexj.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年間(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 平成19年度からは、サービスの質の向上について中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	B	A	B	
2. サービスの質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 対日投資拡大						A	
(2) 中小企業国際ビジネス支援						A	
(3) 途上国との取引拡大						A	
(4) 調査・研究等						A	
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	
4. その他	A	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 全体として業務の効率化、予算の削減に取り組みつつ、法人の目的としての対日投資拡大、輸出促進、開発途上国との貿易取引拡大、調査・研究等において優れた取組をしており、19年度では目標を上回る成果を達成。
- 一方、本部とアジア経済研究所の更なる連携、人材に関して更なる改善、保有資産について見直しの検討等について指摘。
- しかしながら、特に中小企業等に対する国際ビジネス支援等について、ジェトロの利用者からの評価が高い点や、19年度において目標を大幅に上回る項目が多数存在する等、その取組みについて高く評価できる。
- こうしたことから、総合評価は「A」と評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当する一般管理費について、前年度比▲16.61%、同業務経費について、前年度比▲4.85%の効率化。 第二期中期計画で定められた主要事業に即した組織とするため、本部、大阪本部、アジア経済研究所の組織再編を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 効率化目標を上回る成果を達成。 主要事業に即した組織再編の実施、貿易情報センターの新体制ルールの作成、海外事務所の再配置の実施等、柔軟かつ機動的な組織運営に努めている。
国民に対するサービスの質の向上①(対日投資拡大)	2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 対日投資案件発掘支援件数 1,259 件(中期計画:年平均1,200 件以上)。 東京以外の地域への誘致成功件数は全体の半数(49.6%)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 対日投資案件発掘支援件数が1,259 件と目標を達成。 地方自治体等の対日投資誘致活動への貢献は着実に実を結んでおり、投資環境のPR等の具体的な取組も含め質・量の両面において優れた成果を達成。
国民に対するサービスの質の向上②(我が国中小企業等の国際ビジネス支援)	2 (2)	<p>(輸出促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出商談件数 42,648 件(中期計画:年平均25,000 件以上)。 特に食品・農水産品分野(計画比+10,579 件)及びデザイン・地域伝統産品分野(計画比+4,400 件)における輸出支援を重点的に実施。 <p>(在外企業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役立ち度調査の結果、各事業において中期計画を上回る90%以上を達成(中期計画:4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7 	<p>(輸出促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水産品等、単独では海外PRの難しい製品について、ジェトロが海外での認知度を高めるコーディネータの役割を果たしている。 輸出促進事業はジェトロの最も重要な仕事。特に中堅・中小企業に対する側面からの輸出促進支援等について各企業からの評価も高い。 <p>(在外企業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外における知的財産権の保護、現地日系企業の事業環境の改善等について、ジェトロ

		割以上)。 (国際的企業連携支援) ・商談件数 3,454 件(中期計画:年平均 3,500 件以上)。 など	の政府機関としての役割を適切かつ効果的に遂行。 (国際的企業連携支援) ・地方企業と海外企業間の共同開発契約締結の実現等、地域経済の活性化に寄与。
国民に対するサービスの質の向上③(開発途上国との貿易取引拡大)	2 (3)	・開発途上国との貿易取引拡大に関する商談件数 4,862 件(平成 19 年度計画:2,150 件以上)。 ・役立ち度調査の結果、各事業において中期計画を上回る 90%以上を達成(中期計画:4 段階評価で上位 2つの評価を得る割合が 7割以上)。 など	・技術指導や日本の専門見本市への出展支援等によりケニア等からの対日輸入量の急増、当該国の輸出産業の成長に貢献。 ・開発途上国の産業育成事業は、負荷の大きい活動であり、強いミッションがないと継続が難しいと思われるが、意欲的かつ広範囲に有意義な活動を展開している。
国民に対するサービスの質の向上④(調査・研究等)	2 (4)	・役立ち度調査、外部専門家による査読評価、ウェブサイトへのアクセス件数、論文ダウンロード数など、中期計画で定められた目標を達成。 ・「東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)」の設立支援のため、15 カ国の研究機関等と協力して研究プロジェクト、人材育成事業、シンポジウム・セミナー事業を実施。 など	・「役立ち度」調査、外部専門家による査読、ウェブサイトへのアクセス件数、論文ダウンロード数のいずれにおいても評価できる成果を達成。 ・出版物の品質、研究成果は年々向上している。 ・海外情報の収集調査はジェトロの中心事業であり、企業単独では成し得ない重要な任務。優れたパフォーマンスを果たしている。
財務内容	3	・自己収入 46 億 1,971 万円(前年度比 +5,212 万円)。 ・中期計画で計画的に処分することが定められている 2つの旧 FAZ 支援センターのうち、境港 FAZ 支援センターの売却手続を完了。 など	・受益者負担単価の見直しや会員数の拡大努力等を実施し、前年度比で自己収入が着実に増加するなど、拡大に向けた取組が行われている。 ・FAZ 支援センターの再編について計画に基づき適切に対応。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26 及び H21.1.7)(個別意見)

- 第 2 期中期計画において設定されている定量的指標中、「我が国中小企業等の国際ビジネス支援」事業の定量的指標の一つである輸出商談件数について、目標が年間平均 25,000 件に対し平成 19 年度実績が 42,648 件と、実績が当該指標を大幅に上回っている状況が生じている。当該指標は過去の実績を踏まえて作成されているが、①過去の実績を踏まえた指標であるため、当該事業の需要予測等の反映状況や法人の実施能力等の勘案状況が不明確である点、②貴委員会日本貿易振興機構部会において定められた「独立行政法人日本貿易振興機構の業務の実績の評価基準」によれば、「中期計画において定められた数値目標については、当該目標値と実績値との乖離幅によって単純に評価するものではなく、その乖離した理由も含めて評価する」とされており、部会でも議論されているものの、乖離した理由が 19 年度評価結果では明らかにされていない点、などを踏まえ、法人の業務実績に対する適切な評価を行うため、実績が当該目標から大幅に乖離する事態が生じている場合には、当該乖離の理由を検証した上で必要に応じ当該目標の妥当性の再検討を行うなど、より適切な目標を設定するための取組を法人に促すべきである。
- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 123.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「国家公務員の給与水準とも適切な比較が行われている」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(専門性の高い人材を登用する必要があること等)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙 2(1-(1)-ア-ア)、(イ)、(エ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙 2(1-(1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。
- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 13,664,699 千円に対し 19 年度 13,605,078 千円(1.1%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から 2 年を経過した時点で 2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5 年間で 5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙 2(2-イ)参照)
- 本法人においては、物品の購入等に当たり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の研修を行わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でない会計経理が行われており、適正な契約事務が十分履践されていなかったことが判明した。今後の評価に当たっては、契約事務の適正な実施を確保するため、今回の不正経理の発生原因や本法人の内部監査体制、本法人が講じた再発防止策等の検証結果を踏まえ、物品の購入に係る検収等、当該事務の実施について、厳格な評価を行い、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:成合 英樹)
目的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。
主要業務	1 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。2 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。3 原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関する業務を行うこと。4 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。5 安全性確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 1～5に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会(部会長:大橋弘忠)
ホームページ	法人: http://www.jnes.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html

中期目標期間 5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	B	B	A	B	B	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 評価項目の内容は平成19年度のもの。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	B	B	B	A	B	A	
(1) 業務の効率化				A	B	A	
(2) 業務・システムの最適化について				B	B	B	
(3) 内部統制				A	A	A	
(4) 官民競争入札等の活用				B	B	A	
(5) 組織運営				A	A	—	
2 サービスの質の向上	B (A×3, B×7)	B (A×3, B×7)	A (A×7, B×3)	B (A×5, B×5)	B (A×6, B×4)	A (AA×1, A×4)	
3 財務内容	B	B	A	B	B	B	
4 その他業務運営に関する重要な事項	B	B	B	B	B	—	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成19年7月の新潟県中越沖地震に対応すべく、耐震安全に係る規制ニーズの増大を受け、直ちに組織の見直しに着手し「耐震安全部」を新設したこと、また、平成20年度の新検査制度導入へ対応するために検査業務部を組織改編したことなどは、規制ニーズの変化に対応して機動的・弾力的な組織運営ができています。
- 平成19年度は、柏崎刈羽原子力発電所が全て停止し全原子力発電所の電力の20%程度が供給出来なくなるなど、新潟県中越沖地震の影響による原子力施設の耐震安全性の確保が、極めて象徴的な出来事であった。この難局を乗り切るため、これまでの知見では確認できなかったような事象を解明することが求められ、当該機構は新設した耐震安全部に全ての技術を集中させ、対応を図っており評価できるものであった。
- 一般競争入札の範囲の拡大による費用低減、月次決算の適正実施等により、効率化係数を満たした予算を遵守している。また、重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとする事態及び欠損金の発生が無い。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 従来の年功序列的な人事制度を改正し、業務成績がより一層昇任・昇格に反映できるように制度を見直し。 事業者が行う新耐震指針に基づく既存施設(19サイト57施設)の耐震健全性評価に対するバックチェック解析に加え、平成19年10月に耐震安全部を新設。 業務システムについて、機能の改善及び統計管理機能の拡充に関するシステム化に着手。また、電子情報セキュリティ関連規程について、改正案の作成作業を完了。 	<ul style="list-style-type: none"> 人材の確保・活用に関して、中長期的視野に立脚した新規人材の採用と人事制度の刷新を積極的に進めており、将来の業務運営への布石ともなっている。組織運営については、柔軟で高度な組織運営が行われており、耐震安全部の新設、内部監査・外部評価を取り入れつつ、活発な意思疎通をとおして効率的な業務運営がなされていると評価できる。
業務・システムの最適化について	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付引当金計算業務をシステム化するなど最適化計画を実施。 原子力防災情報システムに関連する業務・システムの最適化計画を作成。 経済産業研修所の研修への参加。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティの確保、e-METI計画への対応において先駆的な取り組みを進めている。

内部統制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 経営上の課題等についてのヒアリングを4回程度実施、幹部会を月1回計12回開催。 試験研究等外部評価委員会において、2回の本委員会、11回の分科会を開催、結果を取りまとめた。 平成19年度内部監査計画に従い、監査室による内部監査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験研究に関する外部評価を厳正に実施し、研究開発の実施、企画立案、長期計画検討に有用な知見を得ている。 耐震安全部の設置に見られるように、部を越えた組織改編が迅速に可能な体制となっていることは情報の共有化がしっかりとなされている証拠であり、経営機能はきわめて高いと評価される。
官民競争入札等の活用	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 少額随意契約金額基準の見直しを実施、全契約における随意契約の割合は契約件数で36.4%（18年度は47.1%）、契約金額で17.4%（18年度は47.2%）、予算額に比し契約ベースで約62億円（19年度支出ベースで8億円）の経費削減を図った。 契約に係る透明性の確保のため、少額随意契約基準以上のものについて公表するように規程を改正、19年11月以降の契約分から実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の拡大等により多大の経費削減が行われており、高く評価できる。 業務経費等の適正化への努力は高く評価される。単に少額随意契約金額基準を見直したというだけでなく、その効果が随意契約の割合にもはっきり出ている。
サービスの質の向上	2	<ul style="list-style-type: none"> 法律に規定される検査等について、763件実施（14,889人日）。 「平成19年度新潟県中越沖地震後の東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所のプラント状況の確認に係る協力依頼について」に基づき、現地調査を実施（8月6日～10月2日、延べ188人日）。 柏崎刈羽原子力発電所3号機、北海道電力株式会社泊発電所1号機等の事故・故障事例について、詳細な解析を行い、安全性への潜在的影響の分析及び再発防止策の有効性評価を行い、定量的情報を原子力安全・保安院に提供。 新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被災への対応を実施（2,045人日）。 原子力安全・保安院が各発電所に配置した火災対策専門官の研修用テキストの作成及び全国20カ所のオフサイトセンターを使用した研修計画を立案（60人日）。 約49,000件の国内外の原子炉施設等の安全に関する情報を収集整理。 柏崎刈羽原子力発電所の被害状況等について海外規制機関等に情報を発信。原子力安全・保安院の招請に基づいてIAEAが派遣した調査ミッション（8月、1月）において原子力安全・保安院を支援（80人日）。 	<ul style="list-style-type: none"> 検査制度の見直しにおいて、新しい検査に関する手法の検討等、技術面・運用面からの多角的な検討を実施し、議論の着実な進捗に大きく貢献。関係機関へ説明を実施し、新制度の理解促進についても貢献していることから、A評価が妥当である。 新潟県中越沖地震の影響による原子力施設の耐震安全性の確保等について、当該機構は新設した耐震安全部において地震の原因究明・解析により、事業者が行う耐震バックチェックに対して国が行う妥当性確認を軌道に乗せることに多大な貢献。また、現地立入検査、地震による発電所の被害確認及び機器の健全性を評価する解析を実施、事業者が実施した解析で用いたプログラムのミスを発見する等の成果を上げており、AA評価が妥当である。 中越沖地震の発生により、火災対策専門官の研修を実施し、オフサイトセンターにおける自然災害時にも機能できる計画立案を行ったことは評価できる。また、防災訓練支援、研修、オフサイトセンターの維持管理など具体的な形で安心感の醸成に貢献したことから、A評価が妥当である。 高経年化、検査技術、健全性実証など幅広い分野で数多くの事業を進め安全規制の基盤整備に貢献、保安活動における人間・組織面の分析・評価に係る基盤整備、人的要因や組織要因による事故・トラブル・不適合事象の発生低減を目指した規制要件を完成させたことから、A評価が妥当である。 中越沖地震時に海外への情報発信を迅速に行い、情報の質の高さと速さから海外で高い評価を得た。IAEAの調査ミッションに対する支援業務なども的確に行われ、我が国の耐震設計の技術力の高さを世界中から認められていることから、A評価が妥当である。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の範囲の拡大による費用低減、月次決算の適正実施等により、効率化係数を満たした予算を遵守。期末手持ち資金を大口定期預金で運用（平成19年度末大口定期預金残高10,000百万円）。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の範囲の拡大による費用低減、月次決算の適正実施等により、効率化係数を満たした予算を遵守している。また、重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとする事態及び欠損金の発生が無いことから、B評価が妥当である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成18年11月27日）における当委員会からの指摘事項を踏まえ、本法人の現行中期目標において、
 - ① 安全情報の収集・分析・評価における、データ入力コスト削減等による効率化
 - ② 調査、試験及び研究等における、廃止を含めた積極的な見直しによる、経費削減
 が掲げられているが、経費削減等の具体的な数値目標は示さないまま評価されている。今後の評価に当たっては、中期目標期間における経費削減等の評価によるべき数値を明記した上で評価を行うべきである。

- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数（年齢勘案）で 120.9（事務・技術職員）と国家公務員の水準を大きく上回っている。
その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②法人固有の事情（優秀な専門技術者の然るべき処遇での採用等）が挙げられている。しかしながら、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。
今後の評価に当たっては、別紙 2（1-（1）-ア-（ア））、（イ）、（エ）を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
また、上記以外にも、別紙 2（1-（1）-ウ-（ア））、1-（1）-ウ-（イ）の状況がみられるので、これらも踏まえた評価に取り組みたい。
- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 4,688,323 千円に対し 19 年度 4,672,156 千円（1.0%の減少（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。））となっており、取組開始から 2 年を経過した時点で 2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、業務実績報告書においては、「運営費交付金に係る部分のみで 1.9%削減」と給与水準公表における基準値及び実績値と異なる説明がされており、これを前提とした評価が行われているが、公表値を前提とした法人の取組状況については評価結果において明らかにされていない。
今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5 年間で 5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促す評価を行うべきである。（別紙 2（2-ア）参照）

法人名	独立行政法人情報処理推進機構(平成16年1月5日設立)〈非特定〉 (理事長:藤原 武平太)
目的	プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
主要業務	1 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラムであつて、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。2 1のプログラムについて、対価を得て、普及すること。3 情報処理サービス業者等が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。4 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。5 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価を行うこと。6 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。7 情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対する教材の開発・提供及び指導・助言を行うこと。8 情報処理技術者試験に関する試験事務。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	情報処理推進機構分科会(分科会長:松山 隆司)
ホームページ	法人: http://www.ipa.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年3か月間(平成16年1月5日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	B	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 15年度については設立年度であったため、「設立・体制整備」の項目を設け、期間が3か月間であったため、「サービスの質の向上」については中項目での評価を行っていない。また、「サービスの質の向上」については、16・17・19年度及び中期目標期間においては、大項目単位の評価は行っていない。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 設立・体制整備	A						
2. 業務運営の効率化	B	A	A	B	B	B	
3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A			A			
(1)ソフトウェア開発分野		B	B	B	B	B	
(2)情報セキュリティ対策の強化		AA	AA	A	A	A	
(3)ソフトウェア・エンジニアリングの推進		A	AA	A	A	A	
(4)情報技術(IT)人材の育成分野		A	A	A	A	A	
(5)情報発信等(シンクタンク機能を含む)				B			
4. 財務内容の改善に関する事項及びその他事業運営に関する重要な事項	B	A	A	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の効率化」、「財務内容」については概ね中期計画を達成する一方で、「サービスの質の向上」、中でも、IPAの主要3本柱の業務である「情報セキュリティ対策の強化」、「ソフトウェア・エンジニアリングの推進」、「情報技術(IT)人材の育成分野」については、質・量のいずれか的一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したことから、機構における平成19年度評価の総合評価は「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> 情報処理技術者試験の市場化テスト適用に伴い、四国支部、沖縄支部を廃止。 オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、中小ITベンチャー支援事業、未踏ソフトウェア創造事業については19年度を以て終了。 認可法人比で一般管理費(退職手当を除外)▲23.8%、継続事業費▲53.9%。 平成17年度比で人件費▲5.5%。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の統廃合を積極的に進めるとともに、業務運営の効率化に関して着実に成果をあげていることを評価。 人件費削減は着実に進められており、また外部人材の活用も進んでいることを評価。 情報処理試験の市場化テストを実施し、4割のコスト削減、2地方支部を廃止し、組織のスリム化を図ったことを評価。
ソフトウェア開発分野	3 (1)	<ul style="list-style-type: none"> OSS活用推進のための基盤となるツールの開発やOSS活用のベストプラクティスの収集・提供を実施。 中小ITベンチャー支援事業での事業化率73.9%。 代位弁済率3.9%。 	<ul style="list-style-type: none"> OSS活用促進のための基盤となるツールの開発やOSS活用の収集・提供を行うとともに、国際協力の推進、市場のニーズにあったOSS人材の育成に取り組んでいることを評価。 平成19年度までに発掘した中小ITベンチャ

		<ul style="list-style-type: none"> 債務保証制度の見直しを図り、一般債務保証を廃止。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 一企業の事業化率は 73.9%となり、中期計画で掲げた目標(40%)を大幅に上回る。 債務保証事業は、審査力の強化に努め、代位弁済率を 3.9%に抑制。また、債務保証制度の見直しを図り、一般債務保証を廃止(19年度末)。
情報セキュリティ対策の強化	3 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ウイルス・不正アクセスの相談件数:9,498件。 脆弱性関連情報届出制度の定着のほか、情報システム等の脆弱性情報を提供。 国内外の関係機関と連携し、暗号技術の安全性に関する取組等を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ウイルス・不正アクセス等に関する対策情報の提供等の事後的な対応をはじめ、脆弱性関連情報の収集・分析・公開といった被害防止のための事前対策が着実に広がりを見せる等、国民への啓発活動を十分に行っているIPAは国民生活に必要な不可欠な存在。
ソフトウェア・エンジニアリングの推進	3 (3)	<ul style="list-style-type: none"> SEC 成果のツール化やデータベース化を行い、公開。 プロジェクトのトラブル事例を収集するとともに、その対策を示すことにより「開発リスクの見える化」手法を構築。 内外の関係機関との連携を推進し、ソフトウェアエンジニアリング分野の世界的拠点になることを目指し、共同研究・情報発信を推進。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア・エンジニアリング分野の社会的課題に迅速に対応し、さらにそれらの「評価システム」、「組込みソフトウェアの品質向上を目指したコーディング作法」を提供するなど、質的に中期計画を大きく上回った成果をあげている。 SEC 成果のツール化、データベース化を行い、広く公開。利用者はこれらのツール等を無償で使用できるため、ソフトウェア開発現場におけるSEC 成果の利用が進み、ソフトウェア開発のプロセス改善に大きく寄与することが期待される。
情報技術(IT)人材の育成分野	3 (4)	<ul style="list-style-type: none"> IT スキル標準センター、情報処理技術者試験センター及び人材育成推進部の3部門を統合し、IT 人材育成本部を設立。 業界有識者による「IT スキル標準改訂委員会」を4回開催し、同委員会での承認を経て、「IT スキル標準 V3」を公開。 地域ソフトウェアセンターの財務面、事業面の分析等により同センターの経営状況を的確に把握し、積極的に指導・助言。 香川県、沖縄県において、情報処理技術者試験の会場確保等について民間競争入札を実施し、両試験地における今後3年間の実施コストを約4割削減。 など 	<ul style="list-style-type: none"> IT スキル標準と情報処理技術者試験との相互関連性の整備や、IT スキル標準の大改訂を行うとともに、未踏ソフトウェア開発支援による人材育成に取り組んでいる。 未踏ソフトウェア事業は我が国のクリエイター発掘事業として中期計画を大幅に超えた人材を発掘。発掘した人材の活用のため、海外事業課支援等のフォローアップも推進。 アジア共通統一試験の実施による国内外の質の高い人材の確保に大きく貢献するとともに、IT スキル標準のベトナムの資格認定制度への採用など、国際的な活動を積極的に行っており、中期計画を超え、優れたパフォーマンスを実現したことは高い評価。
財務内容	4	<ul style="list-style-type: none"> 情報処理技術者試験について、受験手数料が減少傾向にある中、試験業務経費等の削減に努め、中期目標期間を通じて黒字を維持。 「特定プログラム開発承継勘定」のプログラム譲渡債権は、機構設立時 4,567 百万円に対し、4,181 百万円を回収(回収率 91.5%)、平成 20 年1月5日に勘定を廃止し、それまで回収した 104 億円の国庫納付を予定。 積極的な経営改善、事業の活性化を推進した結果、地域ソフトウェアセンター18 社全体の平成 19 年度決算状況は、2.8 億円の黒字で、経営が改善。 リスク管理債権に関し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、平成 15 年度以来、適正な管理・解消に取り組んだ結果、平成 19 年度期首の債権残高 1,207,718 千円から 1,066,125 千円へと 141,592 千円減少。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の状況については、審査力の強化により不良債権の発生を抑え、平成 19 年度の代位弁済率は 3.9%と年平均4%以下を維持しており、中期計画の目標を達成。 地域ソフトウェアセンターの財務面、事業面の分析、決算ヒアリングや中間仮決算等により地域ソフトウェアセンターの経営状況を的確に把握し、積極的に指導・助言を行い、経営改善及び事業の活性化に努めていることを評価。 剰余金、欠損金については発生要因を明らかにし、繰越欠損金については改善に向けて積極的な取組を行っている。また、リスク管理債権については専門担当者を配置して適正に管理。償却済債権の回収も継続して実施。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(平成16年2月29日設立)〈非特定〉 (理事長:掛札 勲)
目的	石油及び可燃性天然ガスの探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱物産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱物産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給するための出資。2 金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け。3 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬等に必要な資金に係る債務の保証。4 石油等の探鉱をする権利等の取得。5 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証。6 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査。7 金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査に必要な助成金の交付。8 金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供。9 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造調査に必要な船舶の貸付け。10 国の委託を受けた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理。11 前号の業務に関連する石油の取得、保有及び譲渡し。12 石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付け。13 金属鉱物産物の備蓄。14 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け。15 金属鉱業等による鉱害防止のために必要な資金の債務保証。16 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定による鉱害防止積立金の管理。17 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに必要な費用の支払い。18 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導。19 地方公共団体の委託を受けた坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設の運営。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会(部会長:橋川 武郎)
ホームページ	法人: http://www.jogmec.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年1か月間(平成16年2月29日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	B	B	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 「1. 業務運営の効率化」の個別評価は、平成19年度評価のもの。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
1 業務の効率化・経費の削減等							
2 柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意志決定							
3 定期的な業務の評価・見直し							
4 官民競争入札等の活用							
5 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備	B	B	A	B	B	B	
6 電子化・データベース化(システムの最適化)							
7 積極的な広報・情報提供の実施							
8 職員の専門知識・能力等の強化							
9 労働安全衛生・環境負荷の低減							
10 契約に関する事項							
11 役職員の給与等に関する事項							
2. サービスの質の向上(参考)	B	B	/	A	A	A	
1 (石油開発)	/	B	A	A	A	A	
2 (金属開発)	/	B	A	A	A	A	
3 (資源備蓄)	/	B	A	A	A	A	
4 (鉱害防止)	/	B	A	B	B	B	
3. 財務内容の改善	B	B	A	B	A	A	
独立行政法人移行・体制整備	B	/	/	/	/	/	
その他業務運営に関する重要事項	B	B	/	/	/	/	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 評定のウェイト付けについては、石油分野(開発、備蓄)及び金属分野(開発、鉱害防止)の業務の状況(各業務の件数等)を勘案し、サービスの質の向上(60%)を、石油分野35%、金属分野25%とした。さらに、石油分野については、機構支援プロジェクトの権益埋蔵量と備蓄量を勘案し、石油開発25%、備蓄10%とし、金属分野については、金属開発と鉱害防止の予算額を勘案し、金属開発20%、鉱害防止5%とした。
- 石油開発については、資源外交を強力に推進。また、出資・債務保証の上限比率の引き上げにより、新規探鉱出資案件8件が採択。いずれも非中東案件であり、供給源の多様化によりエネルギー安全保障の向上に寄与したことを高く評価。さらに、地質構造調査においても顕著な進展が見られたことを高く評価。
- 金属開発については、環境変化や我が国企業のニーズへの迅速な対応がなされていることを評価。
- 資源備蓄については、石油及び希少金属の備蓄において中期目標を大幅に上回るコスト削減を達成したことに加え、緊急時対応能力を強化したこと、アジア各国の石油備蓄体制の構築に向けて機構がイニシアティブを発揮したことを高く評価。
- 鉱害防止については、地方公共団体等への技術支援等を着実に実施。海外での鉱害防止技術に関する情報交換会の開催等、海外における鉱山開発を支援する新たな取り組みを評価。

- 財務内容の改善については、特許料収入をはじめとした自己収入の増大や資産の有効活用などに積極的に取り組んでいる点を高く評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化・経費の削減等	1.1	<ul style="list-style-type: none"> 効率化: 一般管理費△18%(目標:対14年度△18%)。 業務経費△4%(目標:同4%)。 	<ul style="list-style-type: none"> コスト面の制約などがある中、効率的な人材の配置・活用や、コストダウン努力により、中期目標・計画に掲げられたレベルが達成されている。
リスクマネー供給等 (出資・債務保証業務等)	2.1	<ul style="list-style-type: none"> 石油・天然ガスの探鉱出資等に係る上限比率の引き上げ(50%→75%)。探鉱出資新規案件8件。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に支援上限比率の引き上げ実施がタイムリーになされ、出資対象8案件を採択するなど、高く評価できる。しかも、今回の採択案件は非中東地域のものである点も、エネルギーセキュリティーの観点から評価できる。
技術開発	2.1	<ul style="list-style-type: none"> 我が国が操業するベトナム洋上油田において、二酸化炭素圧入による原油回収率向上適用スタディを開始(19年10月)。 	<ul style="list-style-type: none"> メキシコ、ベトナムのCO₂EOR(炭酸ガス圧入による原油回収率向上)適用評価スタディ、リビアの随伴水処理等、機構の持つ技術が各国において応用されつつある点は高く評価できる。
リスクマネー供給	2.2	<ul style="list-style-type: none"> 海外探鉱資金:4プロジェクトに対し、21.6億円の融資実行。 国内探鉱資金(融資):7.3億円(菱刈鉱山(鹿児島))。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年度の融資・債務保証制度の抜本的改正(貸付金利の引下げや保証制度の拡充)により、銅の分野において、昨年のチリの案件に続き、ペルーの大型案件(年産銅量6万tを生産予定:日本の需要の約5%に相当)への融資が行われたほか、亜鉛でも着実に実績が上がっている。
地質構造調査等	2.2	<ul style="list-style-type: none"> 「豪州・ボーダー地域(銅・亜鉛:19年5月)」、「チリ・チャナル地域の一部(銅:19年6月)」、「チリ・パタコネス地域(銅:20年2月)」を我が国企業へ入札により譲渡。 ベースメタルは我が国企業の関心が高い環太平洋地域を主とし、レアメタル及びウランはリスクの高い地域においても新規プロジェクトを発掘。その結果、11地域で新規プロジェクトの調査開始及びアフリカ案件、レアメタル案件等、17件の契約交渉を実施。また、継続プロジェクトは11地域で調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年度に、チリで2件、オーストラリアで1件の銅の共同調査プロジェクトを我が国企業に譲渡できた。世界的に探査プロジェクトの成功率が低下している中で、コンスタントに鉱床発見をしていることは、特筆に値する成果といえ、その技術力は高く評価できる。需要が高まるレアメタルやウランについて、新たにアフリカ、アジア、カナダ等で共同調査を開始したことは注目に値する。
国家備蓄石油5,100万KLの管理	2.3	<ul style="list-style-type: none"> 直接業務費△8.8%:1,477億円(11-14年度総額実績)→1,347億円(16-19年度総額実績)。 間接業務費△10.8%:33.9億円(14年度実績)→30.2億円(19年度実績)。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄石油管理委託費について、新たな契約方式の導入や、民間タンク利用料削減交渉などにより、コスト削減目標を大幅に上回って達成された。また、備蓄の安全な管理のため、必要な訓練等も実施されている。
民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資の効率化等	2.3	<ul style="list-style-type: none"> シンジケートローン方式により資金調達、備蓄義務企業へ6,491億円の融資実行(19年4月)。 20年度資金調達のアレンジャー選定に際し、入札方式を採用(20年2月)。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間備蓄融資資金の調達にシンジケートローン方式の対象金融機関の拡大、アレンジャー選定への入札方式の採用等により透明性や競争性を促進している点が高く評価できる(利子補給金等を約4億円(6.5%)削減)。
我が国企業による鉱害防止事業への金融支援等	2.4	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時災害復旧事業に係る融資制度を創設(貸付限度額を90%に引上げ):1,200万円の融資実行(1社1鉱山)。 坑廃水処理施設更新及び坑廃水処理事業等に係る貸付け:5.4億円(6社16鉱山)うち新規に1.4億円(2社6鉱山)。 鉱害防止積立金(19年度末現在):積立鉱山数98、積立金累計52億円、取り戻し額累計28億円、積立金残高24億円。 鉱害防止事業基金(19年度末現在):拠出鉱山数22、基金残高50億円。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに緊急時災害復旧事業に関する融資制度を創設し、確実かつ継続的に鉱害防止対策を実施していることは評価できる。 北上川の水質保全のため、松尾坑廃水処理施設に省エネ設備を新たに導入し、水質基準を維持したまま大幅なコスト削減(△13%)を実現。
自己収入の拡大	3	<ul style="list-style-type: none"> 19年度自己収入:29億円。 石油分野の特許料収入:8.1億円。 金属開発のプロジェクト評価:2,800万円。 有料講座・出版・広告:460万円。 	<ul style="list-style-type: none"> 出版物等の有料化、広告収入の獲得、知財の有効活用により、自己収入の拡大が図られたと評価する。特に、石油分野の技術開発成果を特許化し、世界のサービス会社等に実施許諾しており、特許収入は、独法トップであり、19年度は18年度実績を倍増させている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 地下備蓄方式の石油ガス国家備蓄基地(波方基地、倉敷基地)については、第1期中期目標に基づき作成した第1期中期計画において、完成予定はそれぞれ平成 20 年 12 月、21 年7月、19 年度末における進捗率はそれぞれ 95±5%、90±5%とされていたが、事前調査では想定されなかった高透水帯の出現等により、建設工事に遅れが出ている。本法人の平成 19 年度計画では、この状況を反映し、完成予定はそれぞれ 22 年 12 月、24 年7月に、19 年度末における進捗率はそれぞれ 80±5%、50±5%となっている。
以上を踏まえ、これらの地下備蓄方式の石油ガス国家備蓄基地建設の 19 年度末における進捗率の実績をみると、それぞれ 78%、50%であり、第1期中期計画は下回り、年度計画を上回っている。
この実績について貴委員会は、国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理、石油ガス備蓄の着実な推進、レアメタル備蓄等を内容とする資源備蓄の項目の中で、A評定(中期目標を上回るペースでの極めて順調な進捗状況にある、又は中期目標に照らし、ほぼ順調な進捗状況にあり、その質的内容も高い)としており、地下備蓄方式の石油ガス国家備蓄基地の建設については、「工事の進捗に伴い発生する問題に対処しつつ、着実に建設を実施している」としている。
しかしながら、当委員会では、貴委員会における上述の備蓄基地建設事業に係る評価について、以下のとおり指摘する。
 - ① 本法人の評価判定方法の適切性に疑問がある。
(理由)
 - 貴委員会は、自ら定めた方針に基づき、管下の独立行政法人の年度評価は、当該法人の中期目標の進捗状況等を評価判定指標としているところである。しかしながら、本法人のこの事業については、この方法をとらず、制定過程に貴委員会が関与しない、本法人の 19 年度計画等を基に評価しており、その理由について、特段の説明がなされていない。
 - ② A評定としている理由が不十分である。
(理由)
 - 19 年度業務実績報告において「波方の工期については1年を超える延伸の可能性有り」とされており、更なる遅延もあり得るという状況が明らかである。
 - ③ 中期目標からの乖離についての説明が欠けている。
本法人は 19 年度が第1期中期目標期間の最終年度であったことから、当該中期目標期間において資源備蓄に係る第1期中期目標の内容の変更が行われていない以上、当該中期目標と業務の実績との間の乖離について、原因等の分析、説明が必要であったと考えるが、その点について、評価結果において明らかとなっていない。
以上指摘するので、今後、中期目標等に掲げる目標と業務の実績との間に乖離が生じる場合においては、これらを踏まえて厳正に評価を行うべきである。
- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 122.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「ラスパレス指数は 122.7 と高いが、これは、主として業務の専門性の高さに規定されたものである。その中で、平成 19 年度に同指数を 3.4 ポイント低下させたことは、評価できる。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(業務の専門性の高さ)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(ア)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鈴木 孝男)
目的	中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。
主要業務	1 中小企業の創業・新事業展開の促進(専門家の派遣、ビジネスマッチング、ファンド出資、インキュベーション施設の賃貸等)に関する業務。2 中小企業の経営基盤の強化(中小企業大学校における人材育成、中心市街地・地域産業の活性化支援、工場等の共同化や商店街等における施設整備に対する融資の実施等)に関する業務。3 経営環境変化への対応の円滑化(中小企業を対象とした共済事業や再生支援事業の実施)に関する業務。4 政策情報の提供。5 経過業務(産業用地の分譲や旧繊維法に係る助成等)。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	中小企業基盤整備機構分科会(分科会長:伊丹 敬之)
ホームページ	法人: http://www.smrj.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年9か月間(平成16年7月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>					
1 業務運営の効率化	B	A	A	A	
2 サービスの質の向上	A	A	A	A:2 B:2	
3 財務内容	A	A	B	B	
4 業務運営に関する総括的・横断的事項	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成19年度は常勤職員22名を削減しながら、国の政策的な要請に基づき、中期計画に明記されていない新たな政策課題に積極的に対応している点は高く評価できる。
- ベンチャーフェア約64%、中小企業総合展49.4%、専門家派遣による課題解決率92%など、目標を大きく上回る成果を実現した。インキュベーションマネージャーの経営支援により企業の事業化件数が対前年度比12%増の127件となるとともに、インキュベーション施設からの卒業企業数が34社と昨年度に比べて倍増したことは計画を大きく上回る成果として高く評価できる。
- 倒産防止共済事業の加入件数は目標を3千件程度下回ったが、前年度より13.2%増加しており、また、小規模共済事業の加入件数は、約92千件の実績があり、残り1年で38千件の加入があれば、中期計画目標を達成することから、計画通りの実績である。
- 小規模企業共済勘定について、サブプライム問題を契機とする金融市場の混乱を受け、平成20年3月末時点で1,800億円の評価損が発生したが、除く7勘定すべてにおいて総利益を計上するとともに、欠損金を承継した5勘定について大幅な改善が図れた点を総合的に評価すると、中期計画通りの目標を達成した。
- 理事長が支部の所在地以外の地域を重点的に出張し、イベントなどの機会を通じてトップセールスを実施。あわせて地方自治体の首長を積極的に訪問したほか、各地の経済産業局、商工会、会議所、中央会、経済団体、新聞社、大学等のトップとも会談し連携を強化した。また、新聞等のメディアを積極的に活用し、機構の事業成果や取り組み内容を効果的に発信したことは、積極的なトップセールスの成果として高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 19年度の職員の削減22名。 産業用地事務所(3カ所)及び開発所(3カ所)の廃止を1年前倒して実施。 人件費の削減について、役職員給与の見直し、人員の削減等により、18年度と比較して3.6%の削減。 18年度まで実施していた地域ブランド支援事業、IT推進アドバイザー及びビジネスアイデア支援モデル事業など、顧客ニーズなどを踏まえ事業を改廃。 中期計画に記載されていない「新財務会計・人事システム(SPAT)」を新たに開発することにより、迅速な業務執行状況の把握やチェック機能等の内部統制を強化。 旭川校におけるモデル事業(18年10月～20年3月)について、中間評価を踏まえて、モニタリングを強化し、実施者に対する助言・アドバイスを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減目標(平成15年度と比較して▲30%)は、平成19年度実績において、平成15年度と比較して28.4%の削減を実現。また、人件費の削減については、平成18年度と比較して3.6%、平成17年度と比較して6.7%の削減を図るなど、年率1%削減の閣議決定の目標を大きく上回るコスト削減に向けた自己改革を着実に実施した点は高く評価できる。 産業用地事務所(3カ所)及び開発所(3カ所)について、平成19年12月24日行革推進本部で決定した「組織・業務全般の見直し」では、「平成20年度中に全廃し、地方支部に統合する」とされていたが、1年前倒して19年度中に実施した点は高く評価できる。 財務会計システムと人事システム(旅費・就業管理)を連動させ8勘定を統合管理できる『新財務会計・人事システム(SPAT)』を新たに開発することにより、事務

		<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減 28.4%(対 15 年度)。 	<p>全般の効率化を図るとともに、迅速な業務執行状況等の把握やチェック機能等の内部統制を強化したことは高く評価することができる。</p>
サービスの質の向上	2	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業総合展等での具体的交渉実現目標（マッチング率 30%）を大幅クリア。 専門家継続派遣事業の課題解決率（目標 80%）92%、支援企業の売上高平均伸び率（目標 25%）31.5%を達成。 インキュベーションマネージャーによる経営支援で事業化件数増加（前年度比 12%増）、卒業企業数倍増（前年度比 54%増）。 中期計画に記載がない新連携支援で高い成果（認定案件の 64%で事業化を達成）。 中小企業の産学官連携の支援モデルを構築。 機構以外が運営するインキュベーション施設を含む全国のインキュベーション施設やインキュベーションマネージャーのネットワーク構築と支援効果の拡大。 政策ニーズの高い分野にも機動的に対応（モノづくり、グローバル化、事業継続等）。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施後 1 年以内に具体的な商談に至った割合がベンチャーフェア約 64%、中小企業総合展 49.4%、専門家派遣による課題解決率 92%など、目標を大きく上回る成果を実現した。インキュベーションマネージャーの経営支援により、企業の事業化件数が昨年度より増加するとともに、インキュベーション施設からの卒業企業数が昨年度に比べて倍増したことは計画を大きく上回る成果として高く評価できる。 中小企業大学校の研修事業について、次期中期目標期間中に大学校各校の企業向け研修に官民競争入札等の導入を決定したのは、積極的な試みが高く評価できる。 倒産防止共済事業の加入件数は目標に対して 3 千件程度下回ったが、18 年度の加入件数より 13.2%増加しており、また、小規模共済事業の加入件数は、19 年度約 92 千件の実績があり、残り 1 年で 3 8 千件の加入があれば、中期計画目標を達成することから、計画通りの実績である。 産業団地の分譲等に関して、3 年連続で年度計画目標を達成し、新たに 6 団地が完売するなど、中期計画通りの目標を達成した。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業共済勘定の繰越欠損金は、19 年度末で 6,756 億円と承継時より 2,607 億円削減。 工業再配置等特別勘定おける総利益 78 億円(18 年度 34 億円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業共済勘定について、サブプライム問題を契機とする金融市場の混乱を受け、平成 20 年 3 月末時点で 1,800 億円の評価損が発生したが、除く 7 勘定すべてにおいて総利益を計上するとともに、欠損金を承継した 5 勘定について大幅な改善が図れた点を総合的に評価すると、中期計画通りの目標を達成した。
業務運営に関する統括的・横断的事項	4	<ul style="list-style-type: none"> 理事長によるトップセールスや新聞等を活用した事業成果の効果的に発信により、プレスリリース件数 204 件（前年度 28%増）、機構関連記事掲載 2,207 件（前年度比 51%増）、理事長インタビュー・理事長コラム等掲載 40 件（前年度比 37%増）が大幅に増加。 理事長が支部の所在地以外の地域を重点的に年間 3 割近く出張し（延べ 42 回、90 日）、イベントなどの機会を通じてトップセールスを実施。地方自治体の首長を積極的に訪問（18 知事、6 市長）したほか、各地の経済産業局、商工会、会議所、中央会、経済団体、新聞社、大学等のトップとも精力的に会談し、機構事業の円滑な遂行、相互の協力促進に向けて支援機関等との連携を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長が支部の所在地以外の地域を重点的に年間 3 割近く出張し（延べ 42 回、90 日）、イベントなどの機会を通じてトップセールスを実施。そうした機会にあわせて、地方自治体の首長を積極的に訪問（18 知事、6 市長）したほか、各地の経済産業局、商工会、会議所、中央会、経済団体、新聞社、大学等のトップとも精力的に会談し、これら支援機関等との連携を強化。また、新聞等のメディアを積極的に活用し、機構の事業成果や取組内容を効果的に発信し、記事掲載件数が大幅に増加（2,207 件、前年度比 51%増）したことは、積極的なトップセールスの成果として高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 法人の評価結果における「その他（総括的・横断的事項）」の項目において、理事長が年間 3 割近く出張し、イベントなどの機会を通じてトップセールスを実施した点、地方公共団体の首長や関係団体等のトップとの精力的な会談により連携が強化された点、また支部を始めとする現場を積極的に視察した点などを踏まえ、評定を A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）としている。しかしながら、トップセールスによる業務実績上の具体的な効果や視察の実施による組織運営上の具体的な改善効果など、努力がどのような成果を生んだのかが触れられていないため、A 評定とした根拠が不明確である。今後の評価に当たっては、理事長の行動というアウトプットのみではなく、それにより発生した具体的なアウトカムをも踏まえた評価を行うべきである。
- 中小企業倒産防止共済制度については、「サービスの質の向上③（経営環境の変化への対応）」の項目において、共済制度の加入実績等について評価を行っており、B 評定としている。当該項目における同制度の評価結果を見ると、平成 19 年度計画に示されている 20,000 件の加入目標が未達成であることには触れており、前年度比 13.2%増となっていることを評価している。しかしながら、中期計画に示されている中期目標期間中の加入目標 80,000 件については、19 年度末現在の加入実績が 56,000 件余りであり、中期計画に示された数値目標の達成状況や現状の分析等については触れていない。「質・量の両面において概ね中期計画を達成」が本法人の B 評定の意味するところであるが、中期計画において示された数値目標の達成状況を明らかにしないまま評価を行うことには疑問の余地がある。今後の評価に当たっては、中期計画に示された

数値目標等の達成状況を明らかにし、達成が困難なものについては、その原因を含む現状の分析や達成に向けての法人の対応等、今後の明確な展望を示した上で評価を行うべきである。

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で126.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(異動保障の受給者が多いこと)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①及び②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。